第七条第三項中「指定都市」を「指定都市等」に改める。

第十三条第一項中「指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（第二十九条第一項及び第三項において単に「中核市」という。）（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する」を「指定都市等所在施設である」に改め、「（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）」を削る。

第十九条第一項中「指定都市等の区域内に所在する」を「指定都市等所在施設である」に改め、「（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）」を削る。

第二十六条中「第十三条第一項」を「第三条第一項」に改める。

第二十九条第一項中「、指定都市及び幼保連携型認定こども園の設置者としての中核市」を「及び指定都市等」に、「指定都市所在施設」を「指定都市等所在施設」に、「指定都市の長、当該認定こども園（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人が設置するものを除く。）が中核市の区域内に所在する幼保連携型認定こども園である場合にあっては当該中核市」を「指定都市等」に改め、同条第三項中「中核市にあっては、幼保連携型認定こども園に限る。）」を削る。

附則第二項を次のように改める。

（幼保連携型認定こども園に係る保育室の床面積の特例）

2　都道府県又は指定都市等が第十三条第一項の規定により条例を定めるに当たっては、保育の実施に対する需要その他の条件を考慮して主務省令で定める基準に照らして主務大臣が指定する地域にあっては、政令で定める日までの間、同条第二項の規定にかかわらず、幼保連携型認定こども園に係る保育室の床面積については、同項に規定する主務省令で定める基準を標準として定めるものとする。

（子ども・子育て支援法の一部改正）

第四条　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第三項中「定めようとする」を「定めた」に改め、「、あらかじめ」を削り、「協議しなければ」を「届け出なければ」に改める。

第三十二条第一項中「設置者は、」の下に「利用定員（」を、「利用定員」の下に「をいう。第三十四条第三項第一号を除き、以下この節において同じ。）」を加え、「同項」を「第二十七条第一項」に改め、同条第三項中「第二十七条第一項の確認において定めた」を削り、「変更しようとするときは、あらかじめ」を「変更したときは」に、「協議しなければ」を「届け出なければ」に改める。

第三十三条第二項中「第二十七条第一項の確認において定められた」を削り、「、前項」を「、同項」に改める。

第三十四条第一項第一号中「指定都市（以下「指定都市」を「指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」に、「指定都市所在認定こども園」という。）については、当該指定都市等。以下この号において同じ。」に改め、「（指定都市所在認定こども園については、当該指定都市等）」及び「（指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）（都道府県が設置するものを除く。第三十九条第二項及び第四十条第一項第二号において「指定都市等所在幼保連携型認定こども園」という。）については、当該指定都市等）」を削り、「が幼保連携型認定こども園」の下に「（認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）」を加え、同条第三項第一号中「ものに限る。第五項及び次条第二項」を「利用定員をいう。第七十七条第一項第一号」に、「「利用定員」という」を「同じ」に改める。

第三十九条第二項中「指定都市所在認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下この項及び次条第一項第二号において同じ。）については当該指定都市の長を除き、指定都市等所在幼保連携型認定こども園、指定都市所在認定こども園、指定都市等所在幼保連携型認定こども園」を「指定都市等所在認定こども園」に改める。

第四十条第一項第二号中「指定都市所在認定こども園については当該指定都市の長とし、指定都市等所在幼保連携型認定こども園」を「指定都市等所在認定こども園」に改める。

第四十四条第一項中「特定地域型保育事業者は、」の下に「利用定員（」を、「利用定員」の下に「をいう。第四十六条第三項第一号を除き、以下この節において同じ。）」を加え、「同項」を「第二十九条第一項」に改める。

第四十五条第二項中「第二十九条第一項の確認において定められた第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員をいう。）」を削り、「により、前項」を「により、同項」に改める。

第四十六条第三項第一号中「ものに限る。第五項及び次条第二項」を「利用定員をいう。第七十七条第一項第二号」に、「「利用定員」という」を「同じ」に改め、同条第四項中「及び」を「、及び」に改める。

第六十二条第三項第一号中「特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する第三十一条第三項及び第三十二条第三項の規定による協議に係る調整その他」を削る。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第五条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二の九の項中

児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	

を

医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者

に改め、同表の十六の二の項を次のように改める。

十六の二　市町村長	都道府県知事又は市町村長	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの
		予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの
	都道府県知事	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの